

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 所管事務の調査（報告）

(3) いこいの家・老人福祉センター活性化計画案について

資料1 いこいの家・老人福祉センター活性化計画案 概要版

資料2 いこいの家・老人福祉センター活性化計画案

資料3 いこいの家・老人福祉センター活性化計画案の意見募集について

平成31年2月6日

健康福祉局

第1章 計画の目的と位置づけについて

1. 計画策定の背景・目的

いこいの家や老人福祉センターについては、高齢者のための公の施設として、昭和40年代以降、順次設置してきた。一方で、急激な高齢化の進展や、社会状況の変化等により、両施設に求められる役割も大きく変化している。

このような状況の中、この計画は両施設の公の施設としての機能や役割などについて検討することで、福祉ニーズ等への対応を図り、時代背景にあった施設へと活性化していくことを目的とする。

2. 計画の位置づけと方向性

両施設は、「いきいき長寿プラン」における、いきがい・介護予防施策等の推進のための「場」とされている。本計画では、この位置づけにおいて、上位概念である「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン(以下「地ケアビジョン」)」や、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」などの全市的な方向性や、「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画」、これまでの多世代交流を含む地域交流などの取組を踏まえながら、ソフト面、ハード面双方について、施設のあり方やより効果的な活性化の方策等について方向性を示すこととする。

第2章 老人いこいの家について



1. 施設概要

設置根拠: 昭和40年旧厚生省社会局通知、老人いこいの家条例・同施行規則

目的: 高齢者に対し、健全ないこいの場を提供し、もって心身の健康増進を図る

箇所数: 市内48か所

利用時間: 9:00~16:00 休館日: 日曜祝日(敬老の日を除く)年末年始

利用料: 無料

事業内容: 教養の講座、入浴事業、囲碁、将棋、生け花、書道、絵手紙などの活動

いこい元気広場などの介護予防の取組、会食会などの地域活動など

利用対象者: 本市区域内に住所を有する60歳以上の者その他必要と認められる者

2. 利用者の状況

年間利用者数: 平成29年度実績で延べ約60万人

入浴事業の年間利用者数: 平成29年度実績で延べ約3万600人

3. 運営状況

(1) 平成18年度から指定管理者制度を導入(3年間、各館ごとの募集)

(2) 平成21年度からの第2期指定管理期間(5年間、各館ごとの募集)

(3) 平成26年度からの第3期指定管理期間(5年間、各区ごとのグループング、管理人を1人体制から2人体制に変更)

(4) 平成31年度からの第4期指定管理期間(5年間、各区ごとのグループングの継続と、多世代交流をはじめとした地域交流事業の位置づけ)

4. 施設の管理状況

(1) 48施設中33施設が築30年以上、うち8施設が築40年以上

(2) 全施設で長寿命化のための大規模修繕等を実施

(3) 直近では平成23年度に御幸老人いこいの家が開設

(4) 比較的新しい13施設について予防保全計画を策定

第3章 老人福祉センター・地域交流センターについて



1. 施設概要

設置根拠: 老人福祉法、老人福祉センター条例・同施行規則

老人福祉・地域交流センター条例・同施行規則

目的: 高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、並びに市民相互の交流の場を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与する

箇所数: 各区1か所、 利用時間: 9:00~16:00(地域交流センターは~21:00)

休館日: 日曜祝日(敬老の日を除く)年末年始(地域交流センターは年末年始のみ)

利用料: 老人福祉センターは無料、地域交流センター部分は利用料金制により有料

事業内容: 生活相談、健康相談、レクリエーション、市民相互の交流のための場の提供など(さいわい、多摩の老人デイサービスはH31年4月廃止)

利用対象者: 本市区域内に住所を有する60歳以上の者、その他の者

2. 利用者の状況 年間利用者数: 延べ約28万人

3. 運営状況

(1) 平成18年度から指定管理者制度を導入(3年間)

(2) 平成21年度からの第2期指定管理期間から5年間の指定管理期間とし、平成26年度からの第3期指定管理期間も同様

(3) 平成31年度からの第4期指定管理期間(5年間、多世代交流をはじめとした地域交流事業の位置づけ)

※中原老人福祉センターの指定管理期間は平成29年度~平成33年度の5年間

4. 施設の管理状況

(1) 中原が築52年、宮前が築31年、多摩が築29年

(2) 全施設で長寿命化のための大規模修繕等を実施

(3) 直近では平成26年度に川崎老人福祉センター・地域交流センターが開設

第4章 課題と今後の方向性について

1 いこいの家、老人福祉センター両施設の方向性

(1) 今後の運営手法について

今後も指定管理者制度を継続し、民間の創意工夫を取り入れながら、効率的、効果的な運営をしていく。

(2) 施設の老朽化対策について

全体的に老朽化が進んでおり、「かわさき資産マネジメントカルテ」を踏まえ、長寿命に配慮した取組を実施する。施設の耐用年数としては、築60年以上を目指すこととし、時代状況やニーズ、個々の施設ごとの状況に合わせ検討していく。

(3) 多世代交流をはじめとした地域交流事業について

多世代交流のための「いこいの家及びこども文化センターにおける連携モデル事業」の取組・検証などを踏まえ、いこいの家、老人福祉センターの両施設については、高齢者の健康増進などの本来の施設目的を果たすことを中心にしつつ、指定管理業務として、地域資源としての施設を活用した多世代交流を含む地域交流を幅広く実施していく。

(4) 新たな利用者の獲得について

「地ケアビジョン」の「自助」「互助」の意識の醸成を図るとともに、事業の工夫や、魅力ある講座・レクリエーションを企画し、特定の利用者だけでなく、高齢者を中心とした新

たな利用者の獲得を図っていく。

(5) 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を踏まえた取組について

多様な主体の連携により課題解決を目指す「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、多世代の地域の居場所、出会いの場として整理していくことが必要である。今後両施設については、新たな利用者を獲得しつつ、より地域の方々に幅広く使われるよう、「(仮称)まちのひろば」の一つとして、施設の「地域化」を目指す。

(6) 積極的な施設活用に向けた行政の地域マネジメントについて

貴重な地域資源、情報収集の場として、どのように活用し地域の課題に対処していくかについて、行政と指定管理者、地域とで検討を進めていく。

(7) いこいの家と老人福祉センターの役割分担について

地域に開かれた施設として相互に機能を補完し合っていけるよう、両施設の機能や役割を整理し、役割の明確化に向けた検討を進めていく。

※「地域化」とは、地域にある公の施設として、地域の様々な人に、より幅広く活用されていくことを想定するもの。

2 老人いこいの家の今後の方向性

(1) いこいの家の機能・整備について

『「資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針」の策定に向けた考え方について』では、既存施設の多目的化等による市民の利用機会の拡大検討や、施設の「機能重視」の考え方への転換等により、多様化・増大化する市民ニーズへの確に対応していくことなどが示されている。こうしたこと等を踏まえ、いこいの家についても、地域の方々により幅広く活用してもらえるよう、市民の利用機会の拡大や、老朽化対応時の多目的化・複合化の検討、いきがづくり、介護予防といったいこいの家機能の、他の公共施設や民間施設の活用などによる展開など、「機能重視」の考え方へと転換し、施策の調整を進めていくとともに、従来の施設配置の考え方についても再検討を行う。

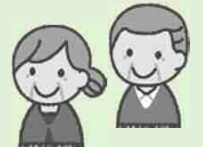
(2) 入浴事業について

これまで原則実施してきた入浴事業について、時代の変化により、ニーズが変化してきていることなどから、入浴利用者の減少や修繕費用など、施設ごとの実情を踏まえながら、設備の故障等があった場合などには、入浴事業は原則事業を廃止し、地域交流のスペースに改修するなどの有効活用の方策を検討していく。

(3) いこいの家の「夜間・休日等開放事業」について

当該事業を継続実施するとともに、より地域の身近な施設として、更なる有効活用

により地域活動等が活発化されるよう、利用促進を図っていく。



3 老人福祉センターの今後の方向性

(1) デイサービス事業跡地の活用について

さいわい健康福祉プラザと多摩老人福祉センターに併設されているデイサービス事業は廃止を決定しており、跡地については、老人福祉センター事業での活用を中心としつつ、より地域の方々に利用してもらえるよう、効果的な活用方法を検討していく。

(2) 中原老人福祉センターの移転について

日本医科大学地区開発計画における協議の中で、移転が決定している中原老人福祉センターについて、「地ケアビジョン」や多世代交流を推進していけるようなモデル施設となるよう、機能や設備について検討していく。

(3) 地域交流センターの活用について

かわさき老人福祉センターと高津老人福祉センターは、地域交流の場として、施設の一部を一般開放し、有料でホール等を貸し出すほか地域交流事業を実施していることから、当該事業について、利用実績を伸ばすよう、今後さらなる活用方法を検討していく。

(IRAP)

Ikoi **R**osen

Activate **P**lan

—案—

いこいの家・老人福祉センター活性化計画
(いこい・老センアクティベートプラン)

平成 31 年 月

川崎市

目 次

第1章 計画の目的と位置付けについて	1
1. 計画策定の背景・目的	1
(1)背景・目的	1
(2)全市的な方向性	1
(3)多世代交流に関するこれまでの取組	2
2. 計画の位置付けと方向性	3
第2章 老人いこいの家について	5
1. 施設概要	5
(1)設置目的・根拠法令等	5
(2)設置の経過等	5
(3)業務・事業内容	6
(4)利用対象者、利用時間等	6
2. 利用者の状況	7
(1)利用者数	7
(2)利用形態	7
3. 運営状況	8
4. 施設の管理状況	8
(1)老朽化の状況（平成30年度時点）	8
(2)建物の保全の状況	9
(3)「大師老人いこいの家等10か所の保全に向けた調査及び保全計画」報告書	9
第3章 老人福祉センター・地域交流センターについて	10
1. 施設概要	10
(1)設置目的・根拠法令等	10
(2)設置の経過等	10
(3)業務・事業内容	10
(4)利用対象者、利用時間等	11
2. 利用状況	12
(1)利用者数	12
3. 運営状況	12
4. 施設の管理状況	13
(1)老朽化の状況（平成30年度時点）	13
(2)建物の保全の状況	13
第4章 課題と今後の方向性について	15
1. 両施設の方向性	15
(1)今後の運営手法について	15
(2)施設の老朽化対策について	15
(3)多世代交流をはじめとした地域交流事業について	16

(4) 新たな利用者の獲得について.....	16
(5) 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を踏まえた取組について.....	17
(6) 積極的な施設活用に向けた行政の地域マネジメントについて.....	18
(7) いこいの家と老人福祉センターの役割分担について.....	18
2. 老人いこいの家の今後の方向性.....	18
(1) いこいの家の機能・整備について.....	18
(2) 入浴事業について.....	19
(3) いこいの家の「夜間・休日等開放事業」について.....	20
3. 老人福祉センターの今後の方向性.....	20
(1) デイサービス事業跡地の活用について.....	20
(2) 中原老人福祉センターの移転について.....	20
(3) 地域交流センターの活用について.....	21
(参考資料)	22
1. 高齢者人口等に関する状況.....	22
2. 地域福祉に関する状況.....	27
3. 連携モデル事業の取組.....	29
関係法令等.....	30

第1章 計画の目的と位置付けについて

1. 計画策定の背景・目的

(1) 背景・目的

老人いこいの家（以下「いこいの家」という。）及び老人福祉センター・地域交流センター（以下「老人福祉センター」という。）は、高齢者のための公の施設として昭和40年代以降に順次設置してきましたが、両施設については、急激な高齢化の進展や、社会状況の変化、並びに本市の全体的な施策の方向性の中で、地域資源である施設として、求められる役割も大きく変化しています。

一方、本市では、平成30年3月、高齢者・障害児者福祉施設を取り巻く状況や、国が進める社会福祉法人制度改革の動向などを踏まえ、厳しい財政状況の中で限られた財源と資産を有効に活用しながら、安定的に維持運営をしていくことを目的に、平成30年度、「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」（以下「福祉施設再編整備基本計画」という。）を策定しました。

この計画では、高齢者や障害児者に関係する福祉施設の老朽化や、福祉ニーズの変化に対応していくための具体的な方向性を取りまとめましたが、同計画は、介護保険法や障害者自立支援法などのサービス提供施設を主な対象として策定されたものであることから、いこいの家と老人福祉センター（デイサービスセンター部分を除く。）については、具体的な位置付けがされていません。

こうしたことから、いこいの家と老人福祉センターの公の施設としての機能や役割などについて検討し、施設の老朽化や福祉ニーズへ対応していくための具体的な方向性を取りまとめるとともに、両施設を時代背景にあった施設としてさらに活性化し、高齢者を中心とした地域の多くの方に利用されるためのあり方を示すことを目的として、「いこいの家・老人福祉センター活性化計画」（いこい・老センアクティベートプラン-Ikoi Rosen Activate Plan-通称 IRAP：アイラップ）として計画を策定することとします。

(2) 全市的な方向性

全国的な高齢化が進んでいく中で、川崎市でも急激な高齢化が進んでいます。本市の高齢者人口は、年々増加を続け、平成30（2018）年10月1日時点で約30.6万人となり、市の人口の約5人に1人が高齢者となっています。今後、平成31年

度には、75歳以上の後期高齢者の数が、65歳～74歳の前期高齢者の数を上回り、平成32（2020）年度中には、高齢者人口が32万人を超え、高齢化率21%となり、本市においても「超高齢社会」が到来し、平成37（2025）年度には、高齢者人口が34万人を超え、高齢化率は21.9%に達する見込みとなっています。

高齢化が進むことにより、要介護認定者数が増加し、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加に加え、認知症高齢者の増加や、高齢者虐待など、地域社会全体で高齢者を支えていく必要が急速に高まっています。

また、同時に、少子高齢化の進展に伴う人口減少社会への突入や、核家族化の進行など家族構成の変化、健康寿命と平均寿命の格差、社会保障費の増大など、高齢者を取り巻く環境は近年大きく変化しています。こうした中、本市では、高齢者をはじめ、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含めたすべての地域住民を対象として、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざすため、平成27年3月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、時代や社会状況に応じて常に進化した取組を進めながら、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

また、本市は再開発などによる急激な人口増加地域を抱える一方で、高度経済成長期に形成された地域が成熟化するなど、成長と成熟の二つの側面を有していることに加え、昔から地域の中で育まれてきた多様性を基底とした多文化共生の土壌が根付いているとともに、福祉を含む様々なフィールドで市民による先駆的な取組が活発に行われてきました。こうした本市の特長をいかして、多元的な価値観を前提とした「寛容と互助」、「市民創発」による都市型コミュニティの形成を目指し、平成31年3月、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を策定する予定です。

この考え方においては、地域レベルの新たなしくみとして、誰もが気軽に集える出会いの場として、官民間わず、多様な地域資源の活用により、「（仮称）まちのひろば」を創出し、市民のつながりの向上を図ることとしています。

(3) 多世代交流に関するこれまでの取組

いこいの家においては平成27年度から「地域全体で見守り、支えるしくみ」の構築に向け、あらゆる世代が互いに声を掛け合い、気軽に相談できる関係づくりを目指すため、こども文化センターとの交流事業として、両施設における多世代交流のための「いこいの家及びこども文化センターにおける連携モデル事業」（以下「連

携モデル事業」という。)を実施するとともに、両施設での多世代交流の推進等をテーマとした懇談会を設置し、学識経験者、子どもや高齢者に関わる地域団体代表者等から意見を伺ってきました。

これらの取組を通して、両施設における多世代交流は、利用者や指定管理者、また、懇談会の外部委員からも好意的に受け止められており、今後も継続すべきであるとの意見をいただくとともに、アンケート結果などからは、地域における見守り、支え合いのための顔見知りの関係を構築していくために、多世代交流が有効な手段であることも確認したところです。

また一方で、多世代交流を図るのは、いこいの家とこども文化センター両施設のみではなく、様々な地域施設で実施した方が良いとの意見や、多世代交流に限らず、様々な地域交流を進めていくことが必要であるとの意見があったほか、いこいの家は高齢者の憩いの場であるという意識を持つことが必要だといったような意見もあり、今後、多世代交流の更なる推進を図るためには、それぞれ施設目的の達成を目指しながらも、施設の特定目的にこだわらない、幅の広い地域交流という視点で、いこいの家のあり方そのものの検討も図っていくことが求められています。

2. 計画の位置付けと方向性

本市では、急速に進む高齢化の中にあっても、健康づくりや介護予防の充実などにより、健康寿命を延伸するとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みをつくり、いきいきと暮らせるよう、平成30年～32(2020)年度を計画期間とする、かわさきいきいき長寿プラン(第7期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画。以下「いきいき長寿プラン」という。)を平成30年3月に策定しました。

いきいき長寿プランでは、大きな5つの取組を掲げていますが、その中の一つに、「いきがい・介護予防施策等の推進」を位置付けています。この中には、介護予防・生活支援の取組強化や健康づくりの推進、いきがいくりの推進などの取組を掲げ、いこいの家や老人福祉センターについては、上記に関する取組のための「場」として位置付けられています。

このような状況を踏まえ、IRAP(アイラップ)ではまず、いこいの家と老人福

社センター両施設の概要、利用状況などの現状を中心に記載していきます。そのうえで、「いきいき長寿プラン」、「福祉施設再編整備基本計画」や、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」などの計画や上位概念と整合性を図り、両施設が抱えている課題を踏まえながら、ソフト面、ハード面双方について、施設のあり方やより効果的な活性化の方策等についての方向性を示していきます。

第2章 老人いこいの家について

1. 施設概要

(1) 設置目的・根拠法令等

- 昭和40年4月5日社老第88号厚生省社会局長通知
- 川崎市老人いこいの家条例
- 川崎市老人いこいの家条例施行規則

いこいの家は、高齢者に対し健全ないこいの場を提供し、もって高齢者の心身の健康増進を図ることを目的とした施設であり、昭和40年の旧厚生省通知において、設置主体や設置基準、利用対象者等が示されています。本市では、昭和47年制定の「川崎市老人いこいの家条例」および同施行規則に基づき、設置、運営を行ってきました。

(2) 設置の経過等

- いこいの家は、昭和48年から設置が始まり、現在、市内には48か所に設置しています。各施設には大広間、日常訓練動作室、クラブ室、談話室、浴室、静養室、事務室などが設置されていますが、施設規模によって諸室の構成は異なっています。
- いこいの家は状況に応じて改築、移転、廃止などを行ってきました。近年では、耐震性の観点から平成23年3月に幸区の神明町いこいの家（昭和48年築）を廃止し、同区に新たに御幸いこいの家を整備しています。また、平成27年3月には、川崎区の浜町いこいの家を廃止（昭和48年築）しました。

(3) 業務・事業内容

①指定管理者が行う業務

- 教養の向上及びレクリエーション活動に関する事業の実施
- 虚弱な高齢者を対象とした介護予防事業の実施
- 団塊世代の利用促進に資する取組の実施
- 利用者の自主活動に対する活動の場の提供
(囲碁、将棋、生け花、書道、絵手紙などの活動)
- 入浴事業
- 運営委員会の設置・運営に関すること
- 生活相談事業

②いこいの家で行われている事業

- いこい元気広場事業
- マッサージ健康教室
- ミニデイサービス
- 高齢者ふれあい活動支援事業（会食・配食活動）
- 夜間・休日等施設開放事業

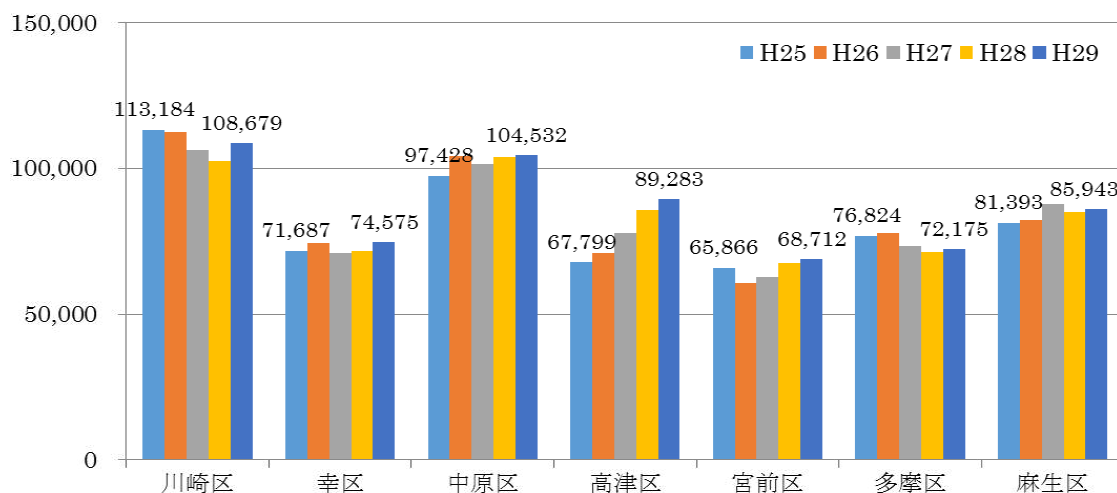
(4) 利用対象者、利用時間等

- 利用対象者は、本市の区域内に住所を有する年齢 60 歳以上の者と、その他指定管理者が適当と認める者と定められています。なお、利用料は無料です。
- 利用時間は午前 9 時から午後 4 時まで、休館日は日曜日、祝日（敬老の日を除く）及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）としています。
- 区ごと（指定管理グループごと）にいこいの家調整担当職員を配置しています。また、平成 26 年度からは、施設の管理人を 2 名体制としています。

2. 利用者の状況

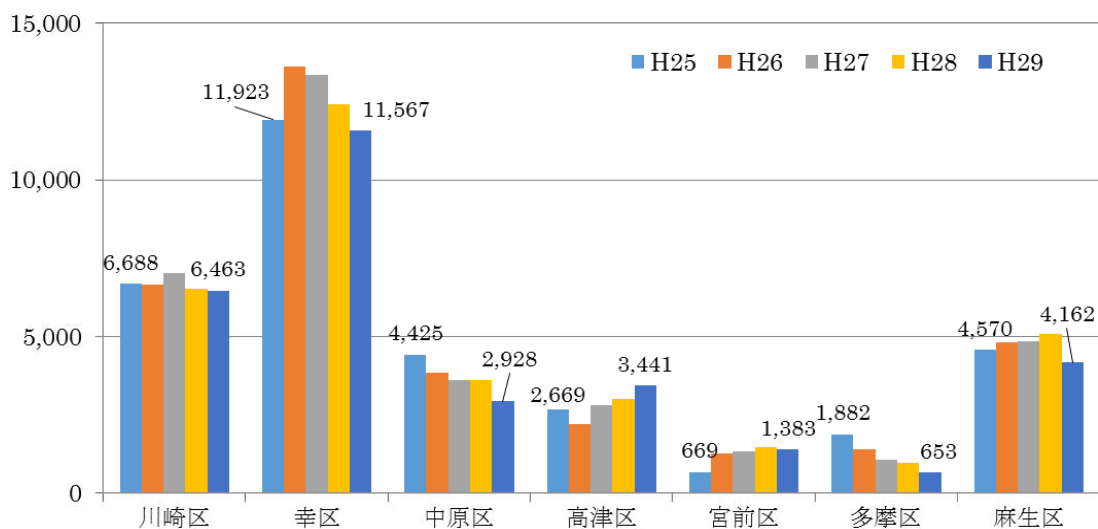
(1) 利用者数

① いこいの家の利用者数推移



※平成 29 年度延べ利用者数約 60 万 3 千人

② 入浴事業の利用者



※平成 29 年度延べ利用者数約 3 万人

(2) 利用形態

○いこいの家の利用者は、団体利用と個人利用に区別されます。

○団体利用については、趣味のサークルなど自主活動団体や、地域で配食・会食

などの福祉活動を行う地域活動団体などがあります。

○個人利用者については、いこいの家の実施する教養講座やレクリエーション、入浴、いこい元気広場事業、その他趣味の活動など自主活動として、個人で利用しています。

3. 運営状況

いこいの家は、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しています。平成 18 年度からの第 1 期については、指定管理期間を平成 20 年度までの 3 年間とし、施設ごとに指定管理者を募集し、管理運営を行ってきました。

平成 21 年度からの第 2 期指定管理期間は平成 25 年度までの 5 年間とするとともに、引き続き施設ごとに指定管理者を募集し、管理を行いました。

平成 26 年度から平成 30 年度までの第 3 期指定管理期間については、施設運営の効率性・スケールメリットを図るため、施設ごとの指定管理者の募集から、区ごとにグルーピングをして指定管理者の募集を行い、管理・運営を行いました。

平成 31 年度から平成 35（2023）年度までの第 4 期指定管理期間については、事業内容に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく交流の場として、多世代交流をはじめとした地域交流を促進することを位置付けています。

なお、施設ごとの利用方法や細かな規定については、利用者や地域の代表者などで構成するいこいの家運営委員会で、利用者の意見を取り入れながら決められています。

4. 施設の管理状況

(1) 老朽化の状況（平成 30 年度時点）

○昭和 50 年代に集中して施設が建てられており、全体的に老朽化が進んでいます。

○48 施設中 33 館（約 7 割）が築 30 年以上となっています。

○大師、藤崎、ごうじ、等々力、上作延、平、有馬、錦ヶ丘の 8 か所が築 40 年以上となっています。

※なお、等々力については、等々力硬式野球場複合化整備に伴い、完成時期にあわせて、野球場に合築される施設への移転を予定しています。

(2) 建物の保全の状況

- いこいの家は、エアコンの故障や雨漏りなど、緊急的な対応が必要なものについては軽易工事により対応しているとともに、施設の老朽化状況に合わせて外壁や屋根などの大規模修繕についても実施しています。
- 築年数が浅く老朽化もそれほど進行していない 13 施設については、平成 23 年度に「保全計画」を策定し、「予防保全型維持補修」での対応を図っています。

【予防保全型維持補修を行っている 13 施設】

大島、桜本、京町、渡田、殿町、日吉、下平間、古市場、小倉、末長、鷺ヶ峰、中野島、千代ヶ丘

(3) 「大師老人いこいの家等 10 か所の保全に向けた調査及び保全計画」報告書

- 平成 30 年度に施設の劣化状況を調査するために、築年数の古い順に、錦が丘、大師、平、ごうじ、藤崎、有馬、南河原、新城、田島、菅、野川の 11 施設について劣化診断調査を実施しているところです（「大師老人いこいの家等 10 か所の保全に向けた調査及び保全計画」報告書としてとりまとめる予定）。
- 今後については、この調査結果を基に、必要な修繕の優先順位等を判断していくとともに、今後も築年数の古い施設についての劣化診断調査等の対応を図ります。

第3章 老人福祉センター・地域交流センターについて

1. 施設概要

(1) 設置目的・根拠法令等

- 老人福祉法第15条第1項及び第20条の7
- 昭和52年8月1日社老第48号社会局長通知
- 川崎市老人福祉センター条例及び同施行規則
- 川崎市老人福祉・地域交流センター条例及び同施行規則

老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、高齢者の各種相談に応ずるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的としています。

(2) 設置の経過等

- 各区に一箇所、市内7か所に設置されています。
- 昭和41年に中原老人福祉センターが設置されて以降、日進町老人福祉センター（昭和49年）、宮前老人福祉センター（昭和62年）、麻生老人福祉センター（平成元年）、多摩老人福祉センター（平成5年）、さいわい健康福祉プラザ（平成12年）、高津老人福祉・地域交流センター（平成18年）の順に設置してきました。
- なお、日進町老人福祉センターについては、福祉センター再編整備基本計画の中で移転を決定し、福祉センターグラウンド跡地に移転し、かわさき老人福祉・地域交流センター（平成26年）へと再編しました。
- 各施設には、大広間、ホール、クラブ室、談話室、和室、浴室、静養室、健康相談室、生活相談室、事務室などを設置していますが、規模により異なっています。

(3) 業務・事業内容

- ①基本的な業務（老人福祉センター事業）
 - 各種講座、各種行事の実施
 - 機能回復訓練事業の実施

- 空室の貸出し
- 虚弱な高齢者を対象とした介護予防の実施
- 健康相談事業、生活相談事業の実施
- 入浴事業

②デイサービス事業

さいわい健康福祉プラザと多摩老人福祉センターでは、指定管理業務として老人デイサービス事業を実施していましたが、福祉施設再編整備基本計画において、老人デイサービスセンターについては、民間で十分なサービス提供がなされている状況を踏まえ、指定管理期間の更新（平成 31 年 3 月）に合わせて、廃止をすることが決定されました。

③地域交流センター事業

かわさき老人福祉・地域交流センター及び高津老人福祉・地域交流センターについては、老人福祉センター事業の他に、市民相互の交流の場となるために施設及び設備を利用に供すほか、市民相互の交流のために必要な事業として地域交流センター事業を実施しています。具体的には、市民利用施設として利用料金制により、施設の利用許可を行うほか、各種講座の開催なども行っています。

(4) 利用対象者、利用時間等

①老人福祉センター

- 利用対象者は、本市の区域内に住所を有する年齢 60 歳以上の者及びその付添者、高齢者のための生活相談及び健康相談をする者、高齢者福祉関係者、その他指定管理者が適当と認める者と定められています。なお、利用料は無料です。
- 利用時間は午前 9 時から午後 4 時まで、休館日は日曜日、祝日（敬老の日を除く）及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）としています。
- 所長、副所長、看護師等、生活相談員、嘱託医などを配置しています。

②地域交流センター

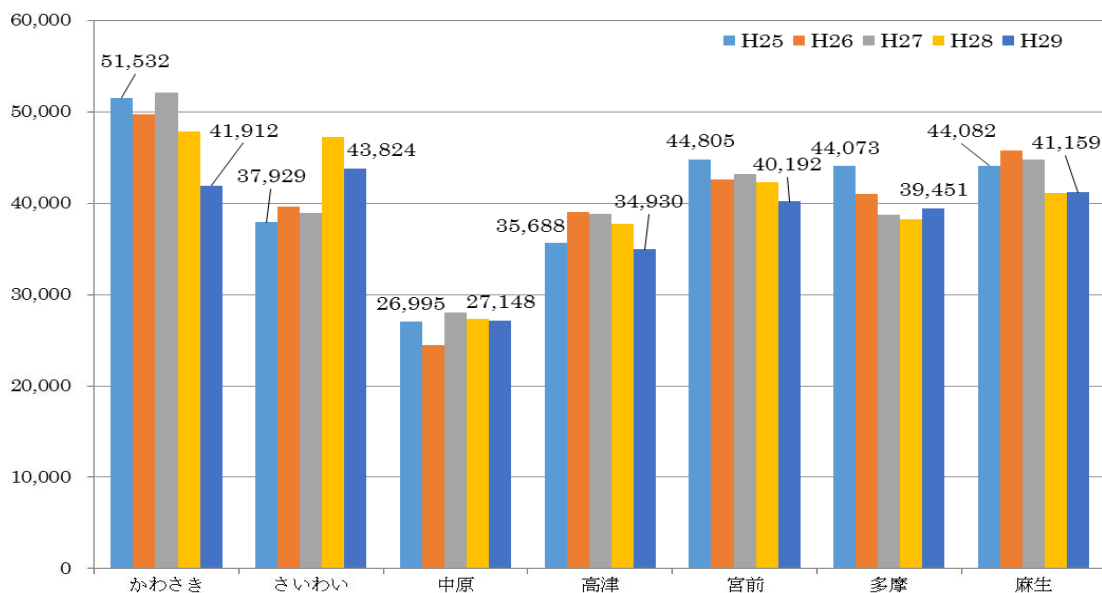
- 地域交流センター事業の利用者資格は定められておらず、原則全ての者が利用できます。なお、貸室については有料としています。
- 利用時間は、祝日を除く月曜日から土曜日及び敬老の日は午後 4 時から午後 9 時まで、日曜日・祝日は午前 9 時から午後 9 時までとしています。休館日は年

末年始（12月29日から1月3日まで）としています。

2. 利用状況

(1) 利用者数

老人福祉センター・地域交流センター利用者数の推移



※平成 29 年度延べ利用者数約 26 万 8 千人

3. 運営状況

老人福祉センターは、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しています。平成 18 年度からの第 1 期については、指定管理期間を平成 20 年度までの 3 年間とし、施設ごとに指定管理者を募集し、管理運営を行ってきました。

平成 21 年度からの第 2 期指定管理期間は平成 25 年度までの 5 年間とし、平成 26 年度から平成 30 年度までの第 3 期指定管理期間についても引き続き指定管理者が運営を行っています（旧日進町老人福祉センターは建替えに伴い他とは別途指定管理期間を設定）。また、中原老人福祉センターについては移転を見据え、平成 29 年度から平成 33（2021）年度までの 5 年間としています。

平成 31 年度から平成 35（2023）年度までの第 4 期指定管理期間については、いこいの家と同様に、事業内容に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく交流の場として、多世代交流をはじめとした地域交流を促進することを

位置付けています。

4. 施設の管理状況

(1) 老朽化の状況（平成 30 年度時点）

- 中原老人福祉センターが最も古く築 52 年となっておりますが、日本医科大学武蔵小杉病院地区開発計画により、小杉地区への移転が決定しています。
- 宮前老人福祉センターが築 31 年、多摩老人福祉センターが築 29 年となっております。老朽化が進みつつあります。
- その他の施設については、築 20 年以下となっております。


(2) 建物の保全の状況


老人福祉センターもいこいの家と同様に、エアコンの故障や雨漏りなど、緊急的な対応が必要なものについて軽易工事により対応しているとともに、施設の老朽化状況に合わせて外壁や屋根などの大規模修繕についても実施しています。

【参考】いこいの家・老人福祉センター設置経過

平成30年度時点

年号	年	いこいの家 設置数	築年	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	備考
昭和	41		52			老セン					
	48	2	45	浜町	神明町						
	49	2	44	大師 老セン					錦ヶ丘		
	50		43								
	51	1	42				上作延				
	52	3	41			ごうじ 等々力		平			
	53	2	40	藤崎				有馬			
	54	2	39		南河原	中丸子					
	55	3	38	田島		新城			菅		菅移転(昭和49年1月～)
	56	3	37					野川	登戸	王禅寺	登戸改築(昭和48年9月～)
	57	1	36						長尾		
	58	2	35		下平間					片平	
	59	4	34	大島			高津 子母口			千代ヶ丘	高津移転(昭和50年1月～) 大島移転(昭和49年6月～)
	60	3	33		古市場				白幡台	枳形	
	61	3	32		日吉	西加瀬					白山
62	2	31					末長	鷲ヶ峰 老セン			
63	2	30	桜本						中野島		
平成	1	2	29	小田	小倉					老セン	小田移転(昭和48年12月～)
	2	2	28	京町					南菅		
	3	2	27	渡田						麻生	
	4	2	26	殿町				梶ヶ谷			
	5	1	25						老セン	岡上	
	6		24								
	7		23								
	8	1	22				東高津				
	9		21								
	10		20								
	11	1	19			井田					
	12		18		老セン						
	13		17								
	14		16								
	15		15								
	16		14								
	17		13								
18	1	12			丸子多摩川	老セン					
19	1	11				くじ					
20	1	10							百合丘		
21		9									
22		8									
23	1	7		御幸							神明町廃止(平成23年3月)
24		6									
25		5									
26		4	老セン								日進町老セン廃止(平成26年3月)
27		3									浜町廃止(平成27年3月)
28		2									
29		1									
いこいの家設置数				9	6	7	7	5	7	7	計48

 こども文化センターと合築

 他施設と合築

第4章 課題と今後の方向性について

1. 両施設の方向性

(1) 今後の運営手法について

老人いこいの家と老人福祉センターについては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、民間の創意工夫により、効率的・効果的な運営が行われてきました。平成31年度以降についても、両施設は引き続き指定管理者制度により運営していくこととし、平成30年度に指定管理者の公募を行いました。

今後両施設をさらに地域に開かれた施設としていくためにも、指定管理者制度により、民間の創意工夫を取り入れながら施設を運営していくこととします。

(2) 施設の老朽化対策について

いこいの家は、ある一定の時期に集中して整備されてきたため、全体的に老朽化が進んでおり、48施設中33施設(7割弱)が築30年以上となっており、大師、藤崎、ごうじ、等々力、上作延、平、有馬、錦ヶ丘の8施設が築40年以上となっています(このうち等々力については、等々力硬式野球場複合化整備に伴い、完成時期に合わせて野球場に合築される施設への移転を予定しています(2020年度移転予定))。

建物の保全状況としては、軽易工事や大規模修繕による事後的な工事を実施してきたところですが、今後は、「かわさき資産マネジメントカルテ(資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針)」に基づく長寿命化を配慮した取組を実施することとし、施設の目標耐用年数として築60年以上を目指すこととします。

なお、比較的築年数の浅い13施設(P9参照)については、平成23年度に「保全計画」を策定し、なるべく早い段階からの「予防保全型維持補修」による修繕を行っています。

また、老人福祉センターは、築年数のばらつきがありますが、いこいの家と同様に、長寿命化に配慮した取組の実施により、施設の目標耐用年数築60年以上を目指しています。

以上のとおり、両施設は長寿命化を基本として修繕を行っていきませんが、「かわさき資産マネジメントカルテ(資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針)」における「資産保有の最適化」の考え方にに基づき、老朽化や周辺状況の変化に対

応していく必要があります。

今後については、将来的な経費負担等や、両施設を取り巻く地域の実情、その他利用状況等を考慮したうえで、建替えや移転、リフォーム、リノベーションなどを行う際には、施設の内装、外装を含め、時代状況やニーズに合わせたものへと機能転換を図るなど、個々の施設の状況に合わせた対応を進めていきます。

(3) 多世代交流をはじめとした地域交流事業について

平成 27 年度からいこいの家において開始した連携モデル事業は、平成 30 年度には原則全館実施という形で拡大を図りました。なお、事業を進める中で、障害者や外国人など世代の概念に括られない幅広い交流がより望ましいと考えられたことから、こども文化センターとの交流に限られない幅広い形で実施しています。

また、老人福祉センターにおいても、いこいの家と同様に、施設を活用した多世代交流及び地域交流を幅広い形で実施していくことが望ましいと考えられたため、平成 31 年度からの新たな指定管理期間においては、「多世代交流をはじめとした地域交流」に関する取組を、両施設の指定管理業務として位置付け、この取組の更なる推進を図っていくこととします。

なお、高齢者と子どもとは、行動パターンや身体能力に差があることや、施設内の設備や諸室等の配置が子どもの利用を前提としていないこと、両施設が高齢者にとっての大切な居場所ともなっていることなどを踏まえ、高齢者の健康増進などの施設目的の達成を目指すことを中心にしながら、地域の多くの方にも利用されるよう、多世代交流・地域交流のさらなる推進を図っていきます。

(4) 新たな利用者の獲得について

いこいの家は地域にある身近な施設として、高齢者の心身の健康増進に役立ってきました。指定管理者制度を導入してからは、指定管理者がいこいの家で実施する教養講座やレクリエーションなどの事業を実施するほか、地域の高齢者が共通の趣味や活動を中心としたサークルを作り、集うなど、近隣の高齢者を中心に利用されてきました。

なお、高齢者数が急激に増加している中、いこいの家の年間利用者数は、ここ 10 年余り 58 万人から 60 万人の間で推移しています（10 年の間では神明町いこいの家と浜町いこいの家を廃止し、御幸いこいの家を新たに開設しています。）。

老人福祉センターは、老人福祉法に基づく施設として、高齢者の生活相談、健康

相談、高齢者の機能回復訓練、レクリエーション等を実施してきました。

老人福祉センターについても、利用者数は横ばいかやや減少傾向にあり、ここ数年は28万人台で推移し、平成29年度は約26万8千人となっています。

本市が策定した「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」においては、自らの活動により、自らの生活や健康を維持する「自助」と、ボランティア等のインフォーマルなサポートによる助け合いなどの「互助」の意識の醸成を掲げています。

いこいの家や老人福祉センターについても、これらの考え方を実現していくための地域の拠点としての役割を再度認識するとともに、特定の利用者だけでなく、高齢者を中心としたさまざまな人に幅広く利用されるよう、認知度の向上や新たな利用者の獲得に向けて、より一層地域に開かれた施設となっていくことが必要です。

そのためにも、行政による地域マネジメントと、指定管理者の創意工夫との組合せにより、時代や社会状況、利用者ニーズを把握し、より広く地域に使われるための事業の工夫や、より魅力のある講座やレクリエーションを企画することなどが求められます。

(5) 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を踏まえた取組について

多角的な価値観を基盤とする都市型コミュニティを目指し、多様な主体の連携により市民創発によって課題解決をする「新たなしくみ」の構築に向け「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を平成30年度末に策定する予定です。この中で、いこいの家と老人福祉センターは、「(仮称) まちのひろば」の一つとして方向性が示されています。このことから、両施設については、多世代によって、参加のきっかけとなる地域の居場所、誰もが気軽に集える出合いの場の一つとして整理していく必要があると考えられます。

また、この考え方に基づき、両施設とも基本的には高齢者のための目的施設ではあるものの、時代状況や施設の有効活用の観点などから、貴重な地域資源として、地域において様々な人に、より幅広く活用されていくよう、機能の再構築を進めることにより、両施設がいわゆる「地域化」していくことも必要であると考えられます。

両施設の平成31年度からの新たな指定管理期間では、指定管理業務として「多世代交流をはじめとした地域交流」の推進を位置付けています。今後両施設は、多世代交流や地域交流などのより一層の推進により、新たな利用者を獲得しつつ、より地域の方々に幅広く使われるよう、「(仮称) まちのひろば」の一つとして、「地

域化」を目指して運営していきます。

(6) 積極的な施設活用に向けた行政の地域マネジメントについて

地域により開かれた施設として、あらゆる人に使われる施設となっていくために、両施設については、貴重な地域資源、情報収集の場として、行政が積極的な施設活用に向けた地域マネジメントをしていくことが求められます。

具体的には、両施設が地域においてどのような位置付けの施設になっているのかを分析するなど、地区カルテなどのツールに落とし込んでいくとともに、施設をどのように活用し、地域における諸課題に対処していくかということについて、行政と指定管理者、地域で、検討を進めていきます。

(7) いこいの家と老人福祉センターの役割分担について

いこいの家と老人福祉センターについては、それぞれ設置根拠や規模は異なるものの、指定管理者制度による運営であることや、利用施設である点、教養講座を実施することなど、共通する部分が多くあります。

今後の両施設の役割としては、いずれも地域の高齢者の居場所、いきがい、介護予防の場としての中核的な機能を担いつつ、相互に機能を補完し合っていけるよう、役割を明確化していく必要があります。従って、例えば、老人福祉センターを基幹型、いこいの家を地域型と位置付けるなど、様々な関係機関とどのように連携していくかなども含め、役割の整理に向けた検討を進めていきます。

2. 老人いこいの家の今後の方向性

(1) いこいの家の機能・整備について

いこいの家は昭和 48 年に初めて設置されて以来、着実に整備が進み、昭和 61 年の川崎プラン 2001 第 2 次中期計画において、中学校区に 1 か所という整備目標が明記されました。

その後、川崎区の浜町いこいの家と幸区の神明町いこいの家が老朽化等に伴って廃止となり、直近においては幸区の御幸いこいの家（御幸日中活動センターと合築）が平成 23 年に設置され、現在市内 48 か所に設置されていますが、この間、急激な高齢化の進展や社会状況の変化、多様化するニーズへの対応が必要となっており、いこいの家が担うべき役割も、時代と共に変遷してきたと考えられ

ます。

また、平成31年2月公表の『資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針』の策定に向けた考え方について」においても示されているように、少子高齢化の更なる進展や将来の人口減少への転換、施設の老朽化の状況などを踏まえ、今後は既存施設の多目的化等による市民の利用機会の拡大の検討や、「機能重視」の考え方への転換に伴う施設配置の考え方の再検討により、施設総量を適切に管理しながら、多様化・増大化する市民ニーズへの確に対応するとともに、整備・維持管理コストの縮減により財政負担を抑制することが必要とされています。

こうした状況を踏まえ、いこいの家については、地域の方々により幅広く活用してもらえるよう、地域交流の更なる推進や、通常の運営方法の中での市民の利用機会の拡大をはじめ、施設の老朽化に伴う建替えや移転、リフォーム、リノベーションなどの際には、施設の多目的化・複合化を検討するなど、時代状況に合わせた機能の充実についても、併せて検討していきます。

また、いこいの家がこれまで担ってきた、いきがづくりの場としての機能や、介護予防の機能については、今後も、いこいの家における中核的な機能として位置付けるとともに、地域の方々により幅広く活用してもらえるよう、地域交流機能の充実を図ります。

さらには、更なる高齢化の進展を見据え、こうした機能が、既存のいこいの家だけではなく、他の公共施設や民間施設の活用などによって広く展開していく「機能重視」の考え方へと転換し、施策を進めていきます。これにより、従来の施設配置の考え方についても再検討を行います。

(2) 入浴事業について

いこいの家については、旧厚生省通知に基づき、原則として入浴設備を整備してきました。これは、いこいの家の整備が盛んに行われていた時代の社会状況や住宅事情などから、お風呂が福祉的な要素の強いものとしての象徴的な役割を担っていたことが根拠となっているものと考えられます。

時代が変化していく中で、地域において一定の違いはあるものの、住宅におけるお風呂の普及や民間による銭湯施設の広がりなどにより、公の施設における入浴事業のニーズについては、当時と比較して変化してきているものと考えられます。

また、現状における対応として、ボイラー等の入浴設備が故障した施設については、入浴利用者の減少や修繕費用が多額に必要となるなどの理由から、いこいの家

運営委員会において、利用者の意見を踏まえたうえで、入浴事業を休止している施設も多くあり、こうした施設については、お風呂のスペースを有効に活用できていない状況にあります。

今後については、施設が地域に開かれた施設としてより多くの方々に利用されるよう、入浴事業については、地域や施設ごとの実情も踏まえながら、設備の故障等があった場合などには原則廃止とし、お風呂のスペースを地域の交流スペースに改修するなど、有効活用の方策を検討していきます。

(3) いこいの家の「夜間・休日等開放事業」について

いこいの家の利用については、夜間・休日等に施設開放して市民の利用に供することにより、施設の有効活用を図ることを目的として、「夜間・休日等開放事業」を実施しています。利用対象者は、10名以上で構成する市民活動を行う団体で、市民活動とは、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない、地域に開かれた活動とされています。

今後についても当該事業を継続実施するとともに、より地域の身近な施設として、更なる有効活用により地域活動等が活発化されるよう、利用促進を図っていきます。

3. 老人福祉センターの今後の方向性

(1) デイサービス事業跡地の活用について

さいわい健康福祉プラザと多摩老人福祉センターで実施している老人デイサービス事業については、平成31年4月の廃止が決定したことから、今後については、その跡地について、老人福祉センター事業での活用を中心としつつ、指定管理者と協議を図りながら、より地域の方々に利用してもらえよう、多世代交流や地域交流を図るためのスペースとなるよう、効果的な活用方法を検討していきます。

(2) 中原老人福祉センターの移転について

本市が日本医科大学と日本医科大学武蔵小杉病院地区開発計画における機能導入等について協議を実施していく中で、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築」に寄与するため、高齢者向け福祉サービスに係る寄贈床について提示さ

れました。

この一連の流れの中で、他の老人福祉センターと比較しても特に老朽化が進んでいる中原老人福祉センター（昭和 41 年開設）について、平成 28 年度に小杉地区（日本医科大学地区）への移転を決定しました。

移転後の機能については、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方や多世代交流をはじめとした地域交流をより一層推進していけるようなモデル施設となるように、機能や設備について検討を進めていきます。

(3) 地域交流センターの活用について

かわさき老人福祉・地域交流センター（平成 26 年開設）と高津老人福祉・地域交流センター（平成 18 年開設）は、地域交流の場として、施設の一部を一般開放するとともに、利用料金制によりホール等を貸し出すなど、地域住民の生活の質の向上や地域の活性化等を図る目的で地域交流事業を実施しています。

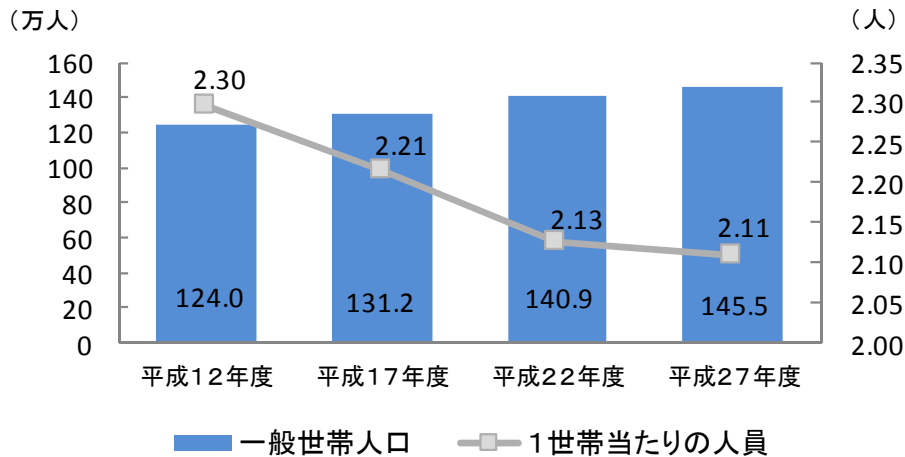
なお、利用料金制による貸室業務については、施設の設置からまだ日が浅いこと等もあり、利用実績が伸びていない状況があるため、今後さらなる活用方法について検討していきます。

(参考資料)

1. 高齢者人口等に関する状況

① 1世帯当たり人員の減少

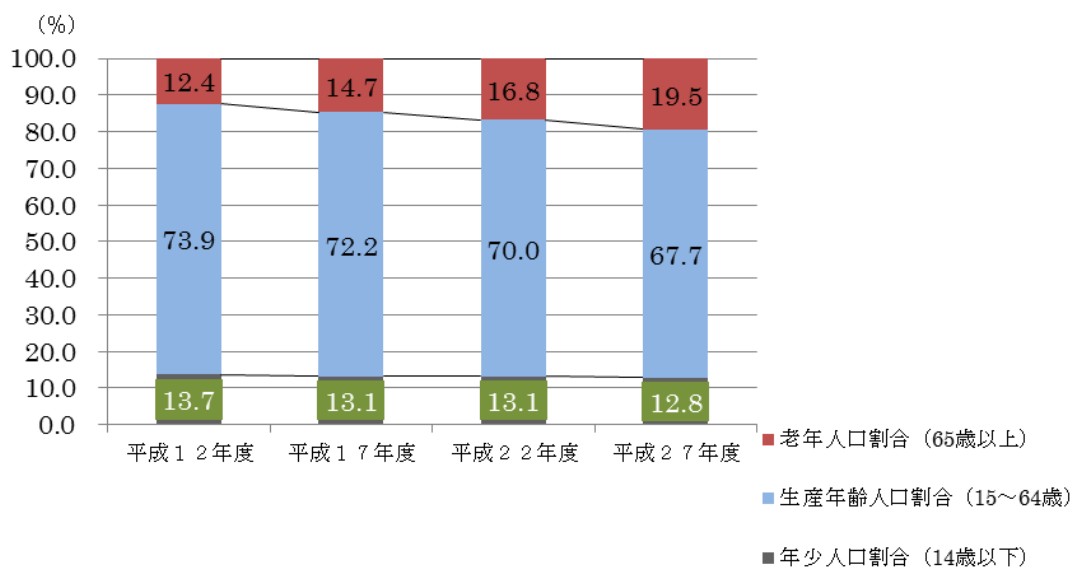
・本市の人口は、増加しているが、1世帯当たりの人員は減少傾向にある。



資料：国勢調査（一般世帯人員）

② 老年人口割合の増加

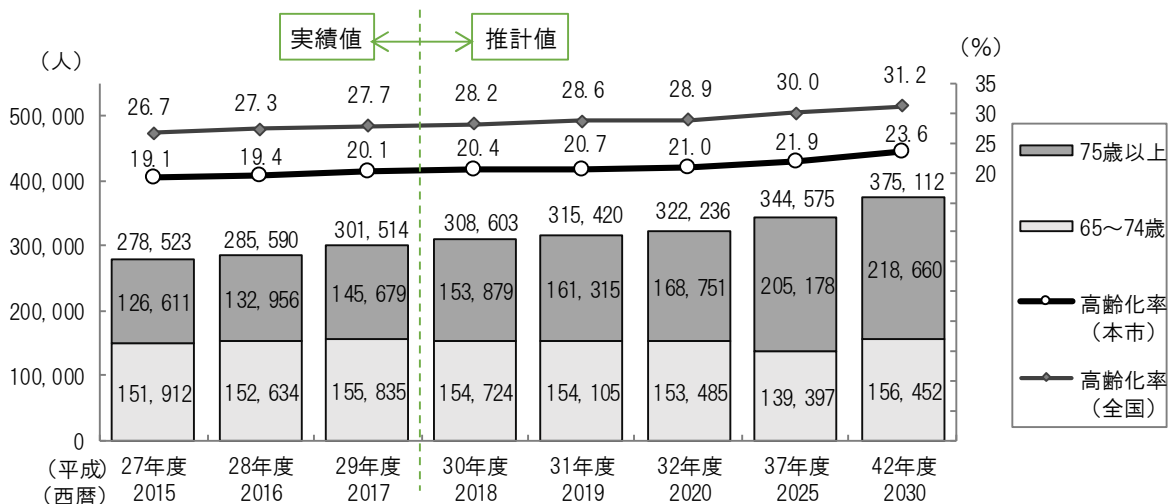
・年齢3区分別人口割合構成は、65歳以上の老年人口割合の増加が進んでいる一方で、年少人口割合と生産年齢人口割合が減少傾向にある。



資料：国勢調査

③高齢者人口の推移

- ・本市高齢者人口は年々増加を続け、平成29年10月には30.2万人を超え、市の人口の5人に1人が高齢者となっている。
- ・平成32年度中には高齢化率は21%に達し、「超高齢社会」が到来する見込みとなっている。



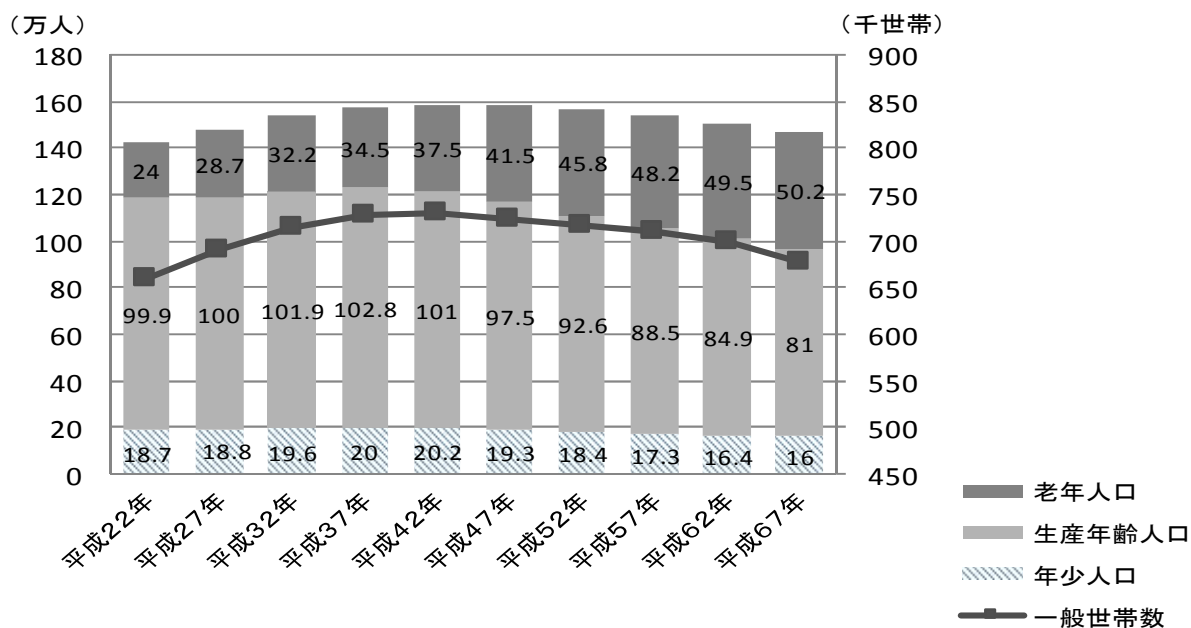
資料：第7期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

※平成27、28年度の高齢者人口については、住民基本台帳を基本に集計（各年10月1日時点）

※平成29年度以降の人口は、本市総務企画局が平成29年5月に公表した「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」からの抜粋・推計

※全国の高齢化率について、平成27~29年は「人口推計」（総務省）の確定値、平成30年以降については「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）から引用

【参考】川崎市の人口推計

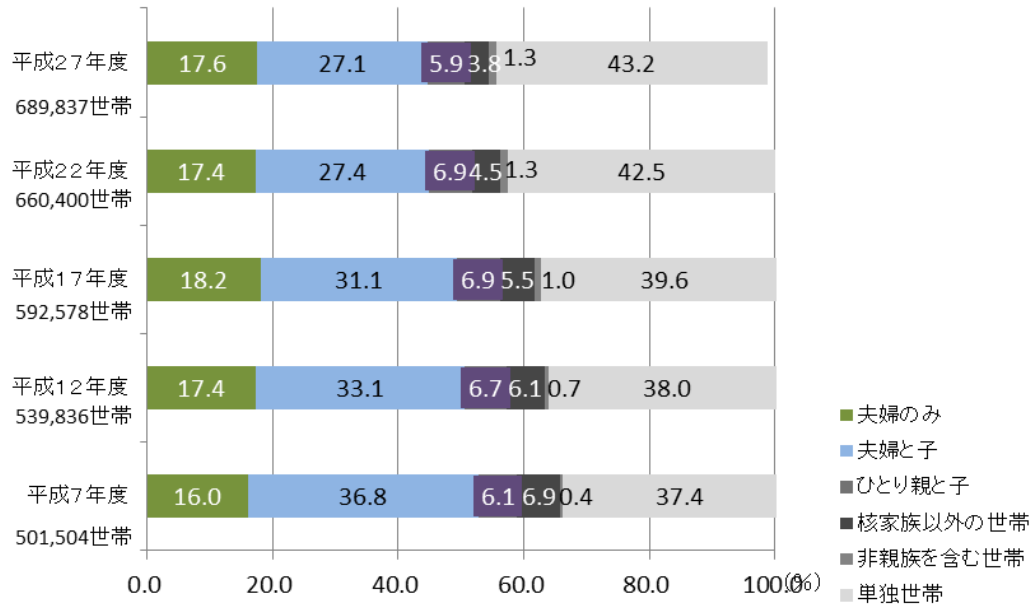


※人口については、国勢調査をベースとし、年齢・国籍不詳をあん分しているため、平成27年度について、上記「川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」のものとは一致しない。

④世帯の構成

・核家族世帯の割合は減少しているが、単独世帯の割合は増加が進んでいる。

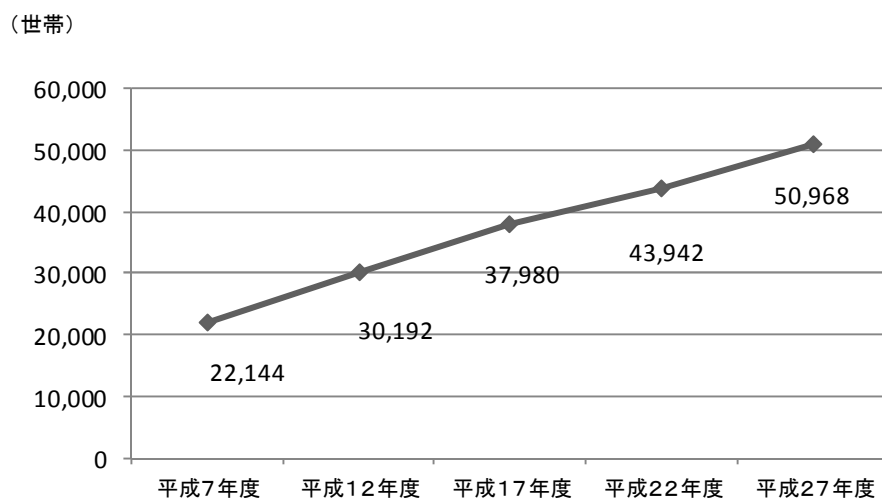
※核家族世帯・・・「夫婦のみ」「夫婦と子」「ひとり親と子」



資料：国勢調査

⑤高齢者夫婦世帯

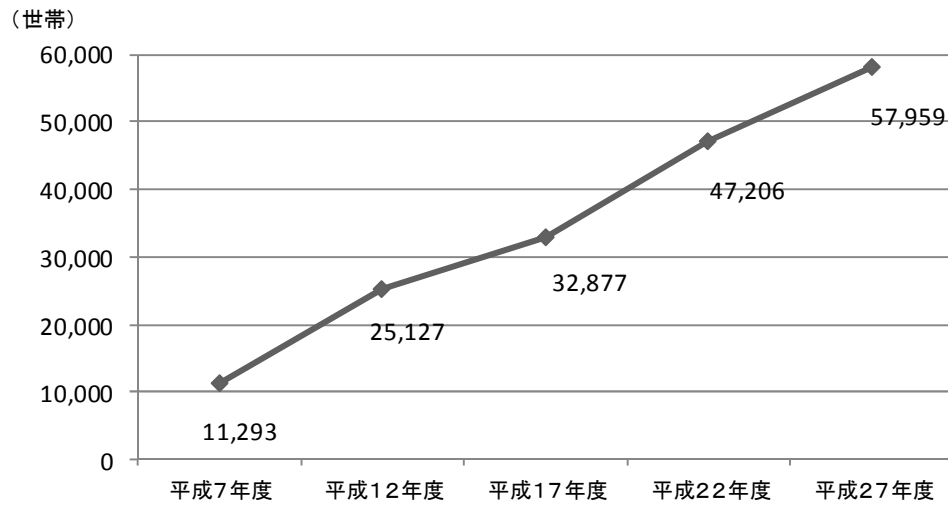
・夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦1組のみの世帯は、増加が進んでいる。



資料：国勢調査

⑥高齢者単身世帯

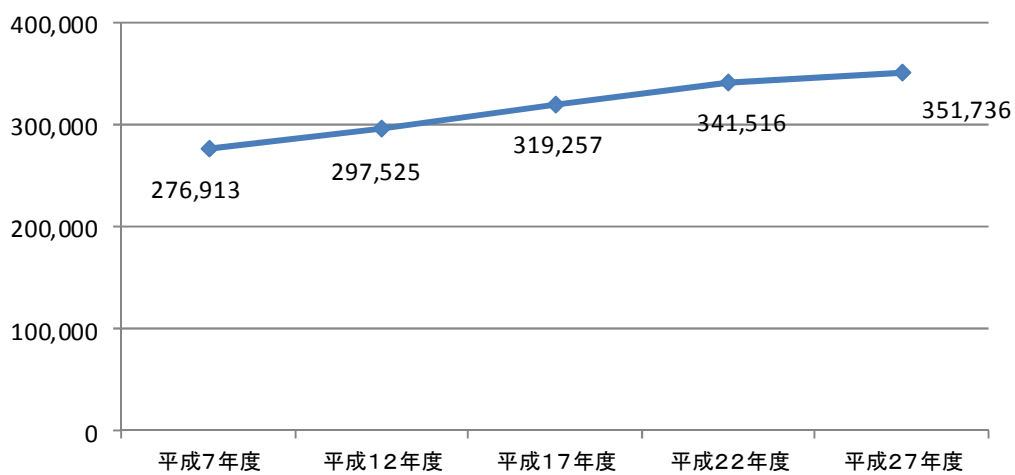
- ・65歳以上の一人のみの世帯は、増加が進んでいる。平成27年度の調査結果では、65歳以上のうち5人に1人は単身世帯となっている。



資料：国勢調査

⑦核家族世帯

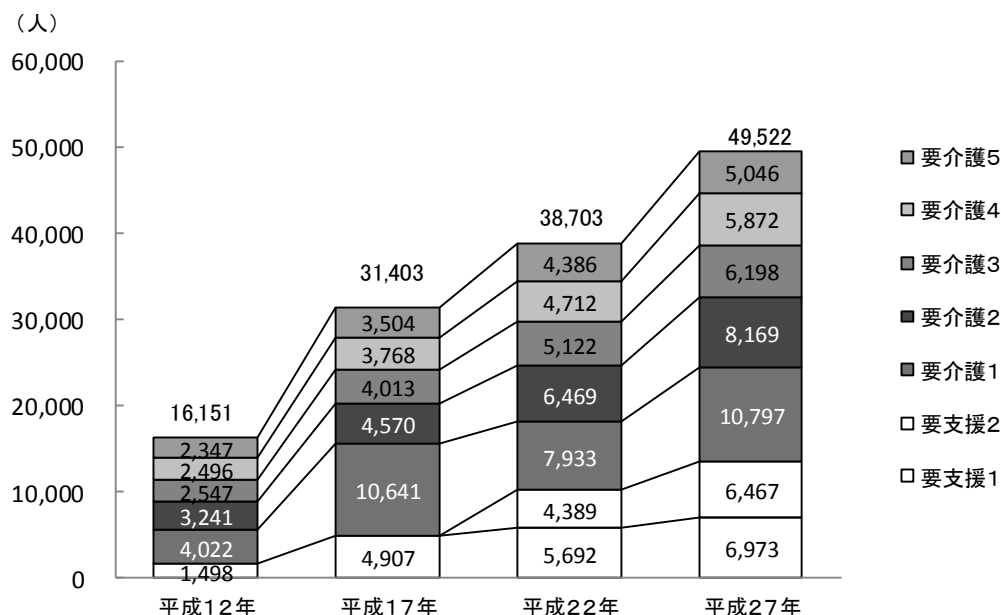
- ・核家族世帯数は、増加が進んでいる。



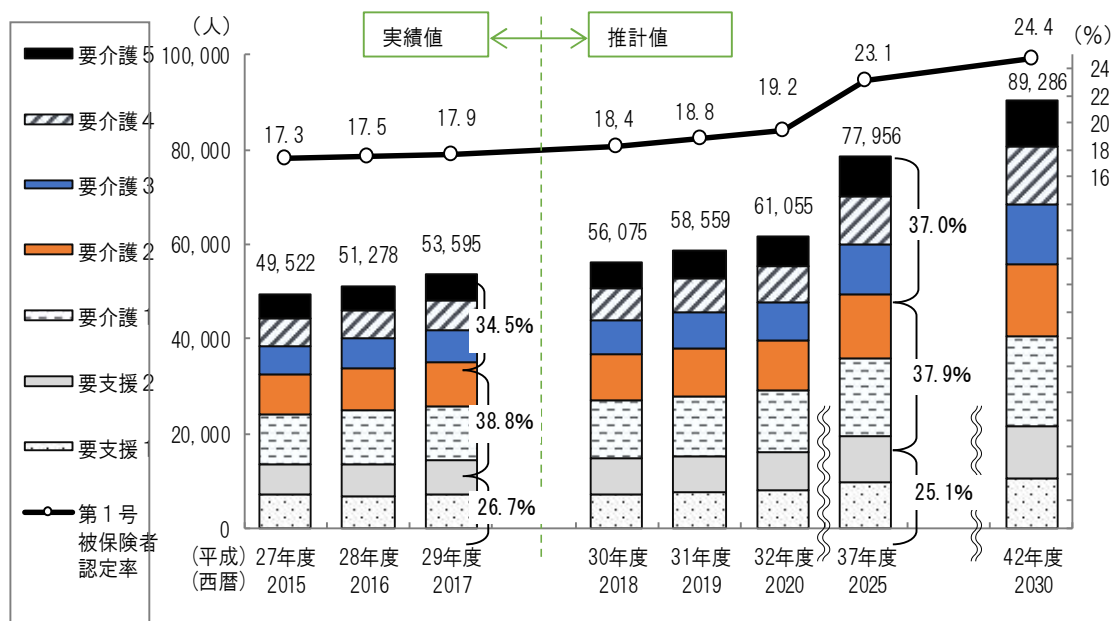
資料：国勢調査

⑧要支援・要介護認定者数の推移と推計

- ・高齢化の進行とともに、要支援・要介護認定者数も増加しており、平成 27 年度では 49,522 人となっている。
- ・介護保険制度が始まった平成 12 年度と比べると、認定者数は約 3 倍となっている。
- ・平成 37 年度には、平成 29 年度時点の約 1.5 倍にあたる、7.8 万人を超えると想定している。



資料：川崎市統計書（平成 27 年は 10 月 1 日、その他は各年度末時点）

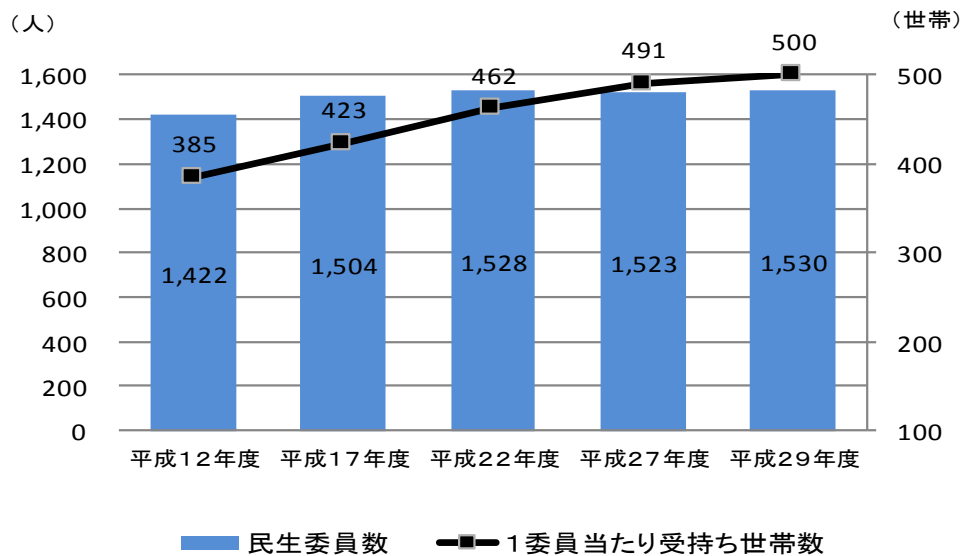


資料：第 7 期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

2. 地域福祉に関する状況

① 民生委員児童委員数等

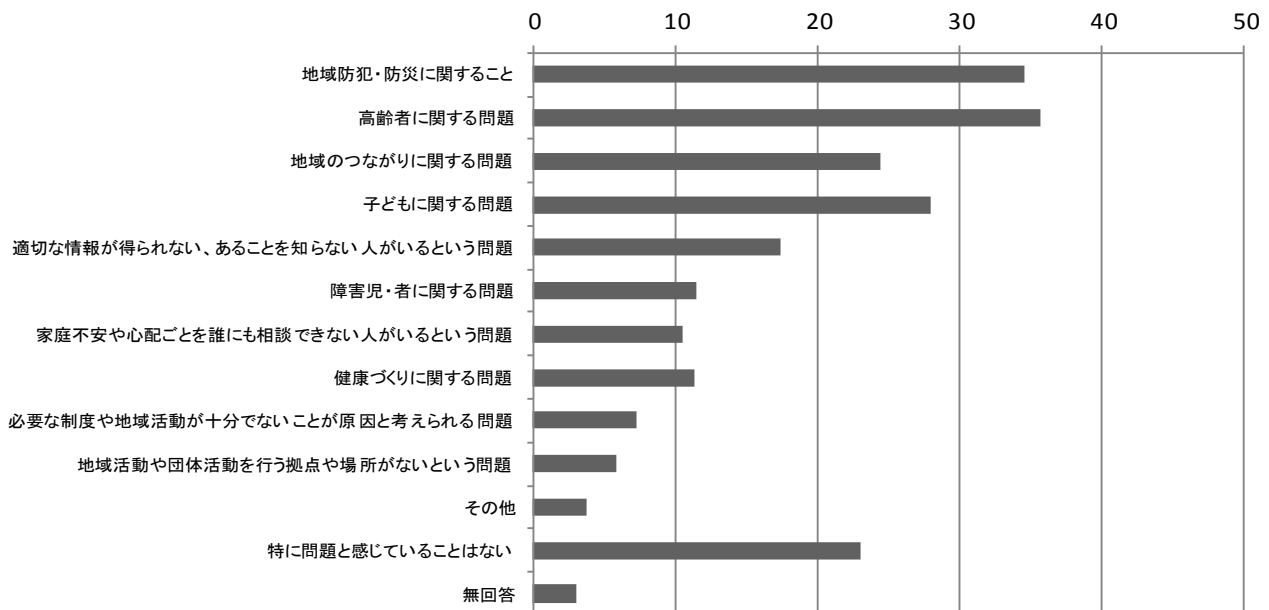
- ・人口・世帯数は増加しているが、委員数は横ばいとなっており、1委員当たりの受け持ち世帯数が増加してきている。平成29年度の民生委員数は1,530人、1委員当たり受け持ち世帯数は500人となっており、増加傾向にある。



資料: 川崎市統計書(各年4月1日時点)

② 地域での問題

- ・地域において問題だと感じていることとして、「地域防犯・防災に関する問題」「高齢者に関する問題」「地域のつながりに関する問題」「子どもに関する問題」が多く挙げられている。

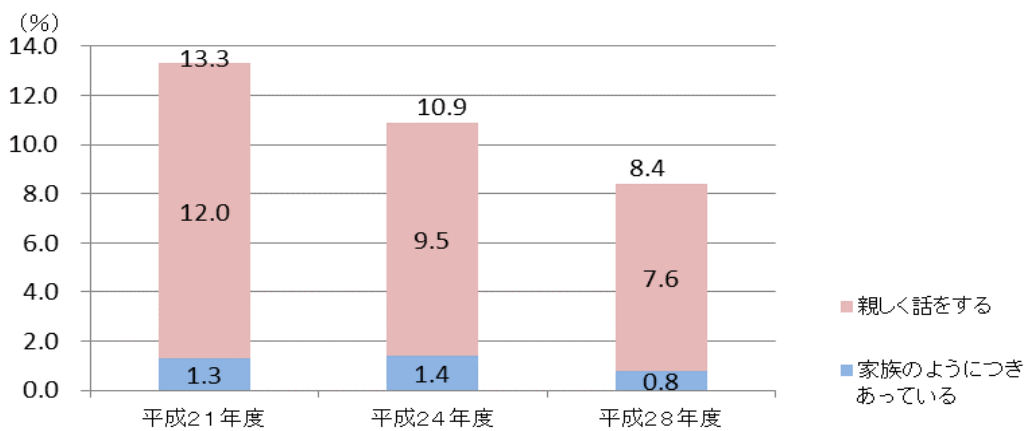
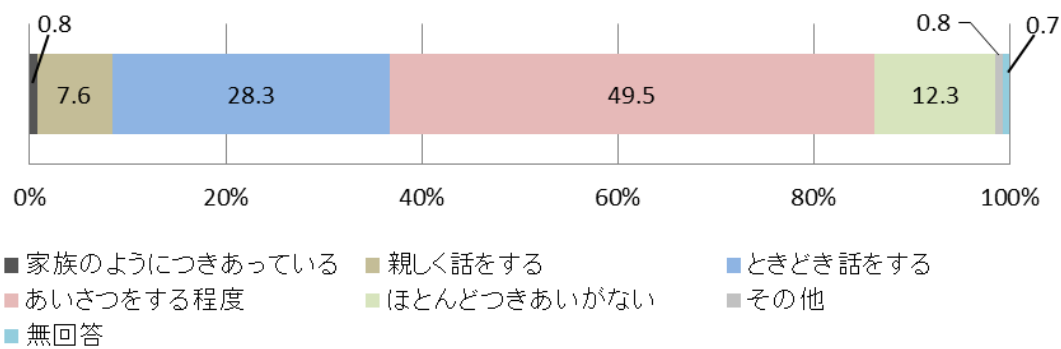


資料: 第4期川崎市地域福祉計画 平成29年3月

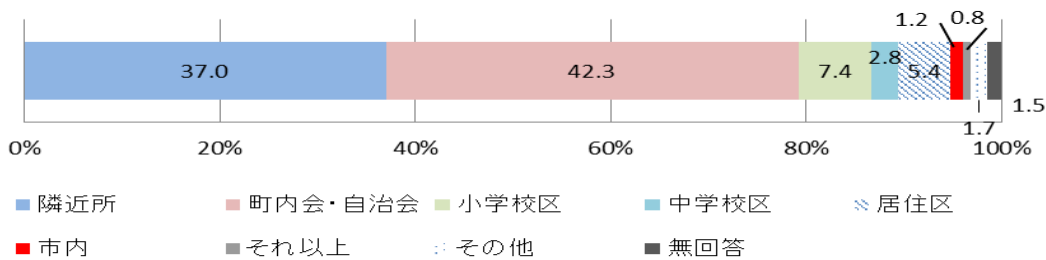
③近所づき合いの程度等

- ・市民の近所づきあいの程度は、「あいさつをする程度」「ときどき話をする」程度の人が多く、親しいつきあいの人（「家族のようにつきあっている」と「親しく話をする」）は約1割弱となっている。
- ・近所づきあいの程度については、「家族のようにつきあっている」、「親しく話をする」人の割合が年々減少している。
- ・近所づきあいや町内会・自治会への加入率が減少している一方で、お互いに助け合いをすることができる地域の範囲としては、隣近所や町内会・自治会と考える人が約8割を占めている。

【近所づきあいの程度】



【助け合いができる「地域」の範囲】



資料:第4回地域福祉実態調査 平成28年度

3. 連携モデル事業の取組

連携モデル事業は、両施設でのイベント等の共同開催を中心とした取組を平成 27 年度は藤崎老人いこいの家・こども文化センターと子母口老人いこいの家・こども文化センターの 2 か所で開始し、平成 28 年度は合築館 6 施設、平成 29 年度は単館施設同士の連携含めた 13 か所に拡大して実施してきました。

【いこいの家及びこども文化センターにおける連携モデル事業】

年度	実施施設
平成 27 年度	藤崎（合築館）、子母口（合築館）
平成 28 年度	藤崎（合築館）、西加瀬（合築館）、子母口（合築館）、白幡台（合築館）、錦ヶ丘（合築館）、片平（合築館）
平成 29 年度	藤崎（合築館）、殿町（単館）、南河原（単館）、西加瀬（合築館）、丸子多摩川（単館）、末長（単館）、子母口（合築館）、白幡台（合築館）、鷲ヶ峰（単館）、錦ヶ丘（合築館）、中野島（単館）、片平（合築館）、千代ヶ丘（単館）

※（合築館）はこども文化センターとの合築館

老人憩の家の設置運営について

(昭和 40 年 4 月 5 日)

(社老第 88 号)

(各都道府県知事あて厚生省社会局長通知)

老人福祉を増進するための施設対策として、老人福祉法による老人福祉施設のほか、従来厚生年金保険積立金還元融資及び国民年金特別融資による「老人クラブ」の整備が行なわれてきたところであるが、最近におけるその需要の増嵩と重要性にかんがみ、今後これを「老人憩の家」として、その設置運営要綱を次のとおり定め、積極的な整備を図ることとしたので、貴都道府県においても管下市町村に対しその実施方につき指導されたい。

なお、この施設の整備については、今後、社会局において取り扱うよう年金局と協議済みであるので了知のうえ遺憾なきを期されたい。

老人憩の家設置運営要綱

第 1 老人憩の家の目的

老人憩の家は、市町村の地域において、老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする。

第 2 設置及び運営主体

老人憩の家の設置主体及び運営主体は市町村とすること。ただし、必要があるときは、その運営を社会福祉法人又は都道府県知事が適当と認めたものに委託することができること。

第 3 設置及び運営の基本方針

老人憩の家の設置及び運営については、その目的にかんがみ、老人の健全な憩の場を確保し、老人の心身の健康の増進が図られるよう特に留意するものとする。

第 4 設置基準

1 立地条件について

老人憩の家の建設地は、環境、老人の分布状況等の地理的条件等を考慮し、その社会的需要に応じた効率的な利用を確保できると認められる地であること。

2 構造設備について

(1) 老人憩の家の規模は、利用予定者数、事業内容等を考慮するものとし、その延面積は 495 平方メートルの範囲内であること。

(2) 構造設備の細部については、老人憩の家設計基準(別紙 1)によるものとする。

第5 運営基準

1 利用者について

老人憩の家の利用者は、原則として60歳以上の者とすること。

2 利用料について

原則として、利用料は無料とすること。

ただし、特別の設備を設け、これを利用させる場合等にあつては、その利用のために必要な実費を徴収して差し支えないこと。

3 管理について

(1) 老人憩の家の設置主体は、次の事項を明らかにした管理規程を定めなければならないこと。

ア 憩の家の名称

イ 利用手続

ウ 利用者の守るべき規律

エ その他

(2) 管理上必要な細目については、老人憩の家管理基準(別紙2)によるものとする。

別紙1

老人憩の家設計基準

1 老人憩の家の建設規模は立地条件、利用予定者数等を十分考慮すること。

2 老人憩の家の構造は原則として平屋建とすること。ただし、敷地等の制約で止むを得ず二階建とする場合には、避難用スロープ等を完備すること。

3 老人憩の家の具体的設計に当つては、あらかじめ次の諸点について考慮すること。

(1) 敷地内における施設計画については、単に建物のみならず、庭園、周囲の造園計画、避難用空地等をも併せて考慮すること。

(2) 湯沸場及び浴室等を設ける場合にあつては、火気を用いる部分の周囲は、不燃性材料で被覆すること。

(3) 浴室は老人の利用を考慮し、浴槽の形態、洗い場の材料等についても充分配慮すること。

(4) 集会室の広さは利用人員1人当たり1.0平方メートル(0.3坪)程度を基準に定めること。

(5) 階段を設ける場合には、なるべく勾配をゆるやかにし、段の高さをあまり高くしないこと。

別紙 2

老人憩の家管理基準

- 1 老人憩の家には必ず「老人憩の家」の表示をしなければならないこと。
- 2 老人憩の家及びこれに附帯する設備並びに備品類の維持管理については特に留意し、補修、改修又は補充の必要があるときは、すみやかに措置しなければならないこと。
- 3 老人憩の家においては、常に健全、かつ、明朗な雰囲気を保ち、秩序を維持するよう努めなければならないこと。
- 4 老人憩の家内における火災、盗難の防止には、万全を期さなければならないこと。
- 5 老人憩の家の特別の設備を利用させる場合の利用料については条例に規定しなければならないこと。
- 6 老人憩の家においては次の事項を憩の家に掲示し、利用者に周知させなければならないこと。
 - ア 利用手続。
 - イ 特別の設備を利用する場合の利用料。
 - ウ 利用時間等利用者の遵守すべきこと。

川崎市老人いこいの家条例

(目的及び設置)

第1条 老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため、川崎市老人いこいの家（以下「老人いこいの家」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 老人いこいの家の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(指定管理者)

第3条 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に老人いこいの家の管理を行わせる。

- (1) 老人いこいの家の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
 - (2) 事業計画書の内容が、老人いこいの家の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書の内容に沿った老人いこいの家の管理を安定して行う能力を有すること。
- 2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第4条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、老人いこいの家の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者は、老人いこいの家の利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休所日)

第6条 老人いこいの家の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

利用時間	午前9時から午後4時まで
休所日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(敬老の日を除く。) (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる休日を除く。)

(利用者の資格)

第7条 老人いこいの家を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する年齢60歳以上の者
- (2) その他指定管理者が適当と認める者

(利用許可)

第8条 老人いこいの家を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用許可の制限)

第9条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他老人いこいの家の利用を不適當であると認めるときは、前条の許可をしない。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の許可を取り消し、又は老人いこいの家の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 泥酔し、又は他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 危険な物品を携帯し、又は動物(身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を伴うとき。
- (3) 伝染性疾病を有するとき。
- (4) その他老人いこいの家の管理上支障があるとき。

(使用料)

第11条 老人いこいの家の使用料は、無料とする。

(施設等の変更禁止)

第12条 利用者は、老人いこいの家を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第13条 利用者は、老人いこいの家の利用を終了し、又は第8条の許可を取り消され、若しくは老人いこいの家の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設及び設備を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(損害の賠償)

第14条 利用者が施設又は設備を滅失し、又はき損したときは、市長の認定する損害額の全部又は一部を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表 (第2条関係)

名称	位置
川崎市大師老人いこいの家	川崎市川崎区大師公園1番4号
川崎市小田老人いこいの家	川崎市川崎区小田2丁目16番9号
川崎市藤崎老人いこいの家	川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号
川崎市田島老人いこいの家	川崎市川崎区田島町20番23号
川崎市大島老人いこいの家	川崎市川崎区大島1丁目9番6号
川崎市桜本老人いこいの家	川崎市川崎区桜本2丁目5番2号
川崎市京町老人いこいの家	川崎市川崎区京町3丁目12番2号
川崎市渡田老人いこいの家	川崎市川崎区渡田4丁目12番20号
川崎市殿町老人いこいの家	川崎市川崎区殿町1丁目20番15号
川崎市日吉老人いこいの家	川崎市幸区北加瀬1丁目39番5号
川崎市南河原老人いこいの家	川崎市幸区南幸町1丁目11番地
川崎市下平間老人いこいの家	川崎市幸区下平間357番地6
川崎市古市場老人いこいの家	川崎市幸区古市場1,781番地1
川崎市小倉老人いこいの家	川崎市幸区小倉5丁目32番5号
川崎市御幸老人いこいの家	川崎市幸区紺屋町33番地1
川崎市ごうじ老人いこいの家	川崎市中原区上小田中7丁目6番18号
川崎市等々力老人いこいの家	川崎市中原区等々力1番1号

川崎市中丸子老人いこいの家	川崎市中原区中丸子378番地4
川崎市新城老人いこいの家	川崎市中原区下新城1丁目2番4号
川崎市西加瀬老人いこいの家	川崎市中原区西加瀬10番5号
川崎市井田老人いこいの家	川崎市中原区井田三舞町14番16号
川崎市丸子多摩川老人いこいの家	川崎市中原区丸子通1丁目639番地3
川崎市高津老人いこいの家	川崎市高津区久本3丁目6番22号
川崎市上作延老人いこいの家	川崎市高津区上作延1, 142番地4
川崎市子母口老人いこいの家	川崎市高津区子母口983番地
川崎市末長老人いこいの家	川崎市高津区末長2丁目27番2号
川崎市梶ヶ谷老人いこいの家	川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地27
川崎市東高津老人いこいの家	川崎市高津区下野毛1丁目3番2号
川崎市くじ老人いこいの家	川崎市高津区久地3丁目16番1号
川崎市平老人いこいの家	川崎市宮前区平2丁目13番1号
川崎市有馬老人いこいの家	川崎市宮前区有馬4丁目5番2号
川崎市野川老人いこいの家	川崎市宮前区野川3, 182番地1
川崎市白幡台老人いこいの家	川崎市宮前区白幡台1丁目13番地1
川崎市鷺ヶ峰老人いこいの家	川崎市宮前区菅生ヶ丘32番10号
川崎市登戸老人いこいの家	川崎市多摩区登戸新町237番地
川崎市菅老人いこいの家	川崎市多摩区菅北浦3丁目11番1号
川崎市錦ヶ丘老人いこいの家	川崎市多摩区栗谷3丁目28番2号
川崎市長尾老人いこいの家	川崎市多摩区長尾1丁目12番7号
川崎市枳形老人いこいの家	川崎市多摩区枳形6丁目3番1号
川崎市中野島老人いこいの家	川崎市多摩区中野島6丁目26番7号
川崎市南菅老人いこいの家	川崎市多摩区菅馬場3丁目26番1号
川崎市王禅寺老人いこいの家	川崎市麻生区王禅寺東5丁目32番15号
川崎市片平老人いこいの家	川崎市麻生区片平5丁目25番1号
川崎市千代ヶ丘老人いこいの家	川崎市麻生区千代ヶ丘6丁目3番地22
川崎市白山老人いこいの家	川崎市麻生区白山4丁目2番2号
川崎市麻生老人いこいの家	川崎市麻生区上麻生4丁目32番2号

川崎市岡上老人いこいの家	川崎市麻生区岡上277番地
川崎市百合丘老人いこいの家	川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市老人いこいの家条例(昭和 47 年川崎市条例第 60 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第 2 条 市長は、条例第 3 条第 1 項の規定により川崎市老人いこいの家(以下「老人いこいの家」という。)の管理を行わせるため、法人その他の団体(以下「法人等」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 条例第 3 条第 1 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間(以下「指定予定期間」という。)
- (4) 条例第 3 条第 2 項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出(以下「事業計画書等の提出」という。)の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業計画書等の提出)

第 3 条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。

2 条例第 3 条第 2 項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度の老人いこいの家の管理に係る事業計画書及び経費見積書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (3) 事業計画書等の提出をする日(以下「提出日」という。)の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

条沿革

(指定管理予定者)

第4条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第3条第1項各号に掲げる要件(以下「指定要件」という。)を満たし、かつ、条例第1条に規定する目的を達成する上で最も適切と認めるものを指定管理者の予定者(以下「指定管理予定者」という。)とする。

2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がいないときは、再度、第2条の規定による公告を行う。

(通知)

第5条 市長は、条例第3条第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書(別記様式)により通知する。

(協定)

第6条 指定管理者は、市長と老人いこいの家の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用許可に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) 川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)に規定する作業報酬に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項

条沿革

(団体利用)

第7条 老人いこいの家を30人以上の団体で利用しようとする者は、利用しようとする日の1週間前までに、指定管理者に利用の許可の申請をしなければならない。

(利用簿の記載)

第8条 条例第8条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、老人いこいの家に備える利用簿に所定の事項を記載しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用時間を厳守すること。
- (2) 施設、設備等を滅失し、又はき損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 許可なく火気を使用しないこと。

- (4) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (6) その他指定管理者の指示した事項
(委任)

第 10 条 この規則の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

川崎市老人福祉センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第1項の規定により老人福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市さいわい健康福祉プラザ	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地5
川崎市中原老人福祉センター	川崎市中原区井田3丁目16番2号
川崎市宮前老人福祉センター	川崎市宮前区宮崎2丁目12番地29
川崎市多摩老人福祉センター	川崎市多摩区中野島5丁目2番30号
川崎市麻生老人福祉センター	川崎市麻生区金程2丁目8番3号

(事業)

第3条 センターは、おおむね次の事業を行う。

- (1) 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。
- (2) 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。
- (3) 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。以下同じ。）に関すること（川崎市さいわい健康福祉プラザ及び川崎市多摩老人福祉センターに限る。）。

(指定管理者)

第4条 市長は、法人その他の団体（川崎市さいわい健康福祉プラザ及び川崎市多摩老人福祉センターにあつては、法人）であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせる。

- (1) センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、生活相談及び健康相談に関する業務その他のセンターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休館日)

第7条 センターの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

利用時間	午前9時から午後4時まで
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（敬老の日を除く。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる休日を除く。）

(利用者の資格)

第8条 センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市の区域内に住所を有する60歳以上の者及びその付添者

(2) 第3条第1号の相談に来訪した者

(3) 老人福祉事業関係者

(4) 老人デイサービス事業の対象者（川崎市さいわい健康福祉プラザ及び川崎市多摩老人福祉センターに限る。）

(5) その他指定管理者が適当と認める者

(老人デイサービス事業の利用料金)

第9条 川崎市さいわい健康福祉プラザ又は川崎市多摩老人福祉センターにおいて介護保険法の規定による通所介護又は介護予防通所介護を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 介護保険法第41条第4項第1号及び第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

(2) 前号に掲げるもののほか利用に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(センターの使用料)

第10条 前条に定めるもののほか、センターの使用料は、無料とする。

(利用の制限)

第11条 指定管理者は、センターの利用について、管理上特に支障があると認めるときは、その利用を拒むことができる。

(損害の賠償)

第12条 センターの施設及び設備に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行について、必要な事項は、市長が定める。

川崎市老人福祉センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市老人福祉センター条例（昭和41年川崎市条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 条例第2条第2項に規定する老人福祉センター（以下「センター」という。）の定員は、次のとおりとする。

名称	定員
川崎市日進町老人福祉センター	150人
川崎市さいわい健康福祉プラザ	200人
川崎市中原老人福祉センター	200人
川崎市宮前老人福祉センター	200人
川崎市多摩老人福祉センター	200人
川崎市麻生老人福祉センター	200人

(公告)

第3条 市長は、条例第4条第1項の規定によりセンターの管理を行わせるため、法人その他の団体（川崎市さいわい健康福祉プラザ及び川崎市多摩老人福祉センターにあつては、法人。以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）
- (4) 条例第4条第2項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出（以下「事業計画書等の提出」という。）の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事業計画書等の提出)

第4条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。

2 条例第4条第2項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度のセンターの管理に係る事業計画書及び収支予算書又は経費見積書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 事業計画書等の提出をする日（以下「提出日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（指定管理予定者）

第5条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第4条第1項各号に掲げる要件（以下「指定要件」という。）を満たし、かつ、条例第3条各号に掲げる事業を行う上で最も適切と認めるものを指定管理者の予定者（以下「指定管理予定者」という。）とする。

2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がいないときは、再度、第3条の規定による公告を行う。

（通知）

第6条 市長は、条例第4条第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書（別記様式）により通知する。

（協定）

第7条 指定管理者は、市長とセンターの管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用に係る料金に関する事項（川崎市さいわい健康福祉プラザ及び川崎市多摩老人福祉センターに限る。）
- (3) 利用の制限に関する事項
- (4) 管理に要する費用に関する事項
- (5) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理の業務の報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) 川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）に規定する作業報酬に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項
（遵守事項）

第8条 センターの利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用が認められた施設等以外の施設等を利用しないこと。
- (2) 壁、柱、扉等に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (3) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (4) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (5) 許可を受けずに物品の販売又は飲食物等の提供をしないこと。
- (6) 許可を受けずに寄附募集その他これに類する行為をしないこと。
- (7) 許可を受けずに備付けの備品を移動させないこと。
- (8) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (9) 大声を発すること、暴力を用いること等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (10) 前各号に定めるもののほか、指定管理者の指示した事項
（委任）

第9条 この規則の施行について、必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

川崎市老人福祉・地域交流センター条例

(目的及び設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の規定に基づき老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、並びに市民相互の交流の場を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与するため、川崎市老人福祉・地域交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
川崎市かわさき老人福祉・地域交流センター	川崎市川崎区堤根34番地15
川崎市高津老人福祉・地域交流センター	川崎市高津区末長1,098番地1

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。
- (2) 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか老人福祉法第20条の7に規定する目的を達成するために必要な事業に関すること。
- (4) 市民相互の交流の場となるために施設（市長が指定する施設を除く。）及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか市民相互の交流のために必要な事業に関すること。

(指定管理者)

第4条 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせる。

- (1) センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られる

ものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、生活相談及び健康相談に関する業務、施設等の利用許可に関する業務その他のセンターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休館日等)

第7条 センターの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

利用時間	午前9時から午後9時まで
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの日

2 第3条第1号から第3号までに掲げる事業（以下「老人福祉センター事業」という。）及び同条第4号又は第5号に掲げる事業（以下「地域交流センター事業」という。）の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、これらを変更することができる。

種別	実施日	実施時間
老人福祉センター事業	日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（敬老の日を除く。以下「休日」という。）以外の日	午前9時から午後4時まで
地域交流センター事業	日曜日及び休日以外の日	午後4時から午後9時まで。た

		だし、別表に掲げる施設にあつては、午後5時から午後9時まで
	日曜日及び休日	午前9時から午後9時まで

(老人福祉センター事業の利用者の資格)

第8条 老人福祉センター事業を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する60歳以上の者及びその付添者
- (2) 第3条第1号の相談に来訪した者
- (3) 老人福祉事業関係者
- (4) その他指定管理者が適当と認める者

(利用許可)

第9条 地域交流センター事業においてセンターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第10条 前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第12条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(利用許可の制限)

第13条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設等の利用を不相当であると認めるときは、第9条の許可をしない。

(利用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第9条の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用の目的に反したとき。
- (2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(施設等の変更禁止)

第15条 利用者は、施設等を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第16条 利用者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡してはならない。

2 利用者は、施設等を第三者に貸与してはならない。

(原状回復)

第17条 利用者は、施設等の利用を終了し、又は第9条の許可を取り消され、若しくは施設等の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(取消し等による損害の責任)

第18条 市及び指定管理者は、第14条第5号に該当する場合を除き、第9条の許可の取消し又は施設等の利用の制限若しくは停止によって利用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(損害の賠償)

第19条 施設又は設備に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(入館の制限)

第20条 指定管理者は、他人の迷惑となるおそれがある者その他管理上支障があると認められる者については、入館を断り、又は退館させることができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

別表 (第10条関係)

地域交流センター事業施設利用料

種 別		金 額					
		午 前	午 後	夜 間	全 日		
		9時～ 12時	1時～ 4時	5時～ 9時	9時～ 9時		
ホール	かわさき		4,500円	4,500円	6,000円	15,000円	
	高津	区画しない場合	5,700円	5,700円	7,700円	19,100円	
		区画する場合	ホールA	2,600円	2,600円	3,500円	8,700円
			ホールB	1,200円	1,200円	1,600円	4,000円
	ホールC		1,900円	1,900円	2,600円	6,400円	
大広間・多目的室	かわさき	大広間	2,200円	2,200円	3,000円	7,400円	
		多目的室	800円	800円	1,100円	2,700円	
	高津	区画しない場合	3,100円	3,100円	4,200円	10,400円	
		区画する場合	大広間	1,900円	1,900円	2,600円	6,400円
			多目的室	1,200円	1,200円	1,600円	4,000円
工作室	かわさき		600円	600円	800円	2,000円	
	高津						

料理室	かわさき	900 円	900 円	1,200 円	3,000 円
	高津				
和室	かわさき	400 円	400 円	550 円	1,350 円
	高津	600 円	600 円	800 円	2,000 円

備考 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間 1 時間（30分未満は切り捨て、30分以上は 1 時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の 1 時間当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

川崎市老人福祉・地域交流センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市老人福祉・地域交流センター条例（平成17年川崎市条例第78号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 市長は、条例第4条第1項の規定により川崎市老人福祉・地域交流センター（以下「センター」という。）の管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）
- (4) 条例第4条第2項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出（以下「事業計画書等の提出」という。）の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事業計画書等の提出)

第3条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。

2 条例第4条第2項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度のセンターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 事業計画書等の提出をする日（以下「提出日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(指定管理予定者)

第4条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第4条第1項各号に掲げる要件（以下「指定要件」という。）を満たし、かつ、条例第3条各号に掲げる事業を行う上で最も適切と認めるものを指定管理者の予定者（以下「指定管理予定者」という。）とする。

2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がいないときは、再度、第2条の規定による公告を行う。

(通知)

第5条 市長は、条例第4条第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書（別記様式）により通知する。

(協定)

第6条 指定管理者は、市長とセンターの管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用許可に関する事項
- (3) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (4) 管理に要する費用に関する事項
- (5) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理の業務の報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) 川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）に規定する作業報酬に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(利用許可の申請)

第7条 条例第9条の規定によりセンターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次に定めるところによる。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 川崎市かわさき老人福祉・地域交流センターの施設を利用しようとする場合にあっては、利用日の属する月の4月前の月（以下「申込月」という。）の初日（当該日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、当該日の直後の日曜日又は休日以外の日）から申請することができる。

(2) 川崎市高津老人福祉・地域交流センターの施設を利用しようとする場合にあっては、申込月の17日から23日までの間に予約の申込みをし、当該予約が承諾されたときは、申込月の25日から28日までの間（以下「申請期間」という。）に申請しなければならない。

(3) 前号の規定にかかわらず、同号の規定による申請がなかったこと、第10条の規定による届出があったこと等により利用しようとする者がない施設を利用しようとする場合にあっては、申請期間経過後においても申請することができる。

（利用許可書の交付）

第8条 指定管理者は、申請者に対し前条第1項の利用許可をしたときは、原則として利用に係る許可書を申請者に交付しなければならない。

（利用料金の減免申請等）

第9条 条例第11条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、原則として第7条第1項の規定による申請と同時に指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、利用料金の減額又は免除の申請に対する決定をしたときは、当該決定に係る通知書を申請者に交付しなければならない。

（利用の中止又は変更の届）

第10条 第7条第1項の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が施設等の利用を中止し、又は変更しようとするときは、速やかに利用の中止又は変更を指定管理者に届け出なければならない。

（利用料金の返還）

第11条 条例第12条ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全額を返還する。

(1) 条例第14条第4号又は第5号の規定により指定管理者が第7条第1項の利用許可を取り消したとき。

- (2) 利用者が利用日の3日前までに利用の中止を届け出たとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が正当な理由があると認めるとき。

(利用期間等の制限)

第12条 指定管理者は、施設等の利用の公平を図るため必要があると認めるときは、同一利用者が1月以内に施設等を利用する期間又は回数を制限することができる。

(施設等の模様替え等)

第13条 条例第15条ただし書の規定により施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設しようとする者は、原則として第7条第1項の規定による申請と同時に指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をしたときは、施設等の模様替え等に係る承認書を申請者に交付しなければならない。

3 第1項の承認を受けた者が施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設したときは、利用後直ちに自己の負担においてこれを原状に回復し、又は撤去しなければならない。

(遵守事項)

第14条 センターの入館者又は利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定員を超えて入場させないこと。
- (2) 利用が認められ、又は利用許可された施設等以外の施設等を利用しないこと。
- (3) 壁、柱、扉等に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (6) 許可を受けずに物品の販売又は飲食物等の提供をしないこと。
- (7) 許可を受けずに寄附募集その他これに類する行為をしないこと。
- (8) 許可を受けずに備付けの備品を移動させないこと。
- (9) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (10) 大声を発すること、暴力を用いること等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (11) 前各号に定めるもののほか、指定管理者の指示した事項

(管理上の入室)

第15条 利用者は、管理のために立ち入る係員の入室を拒むことができない。

(利用後の点検)

第16条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、係員に報告し、その点検を受けなければならない。

(委任)

第17条 この規則の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

いこいの家・老人福祉センター活性化計画

-Ikoi Rosen Activate Plan-

平成31年3月 日

健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

TEL044-200-2680 FAX044-200-3926



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

「いこいの家・老人福祉センター活性化計画」

- I k o i R o s e n A c t i v a t e P l a n : I R A P (アイラップ) (案) -

について意見を募集します

いこいの家及び老人福祉センターは、高齢者のためのいきがづくりや介護予防等のための公の施設としての目的を果たしてきましたが、今後さらに進む高齢化や、社会状況の変化に対応していくために、地域資源である公の施設として、求められる役割も大きく変化してきていると考えられます。そこで、この計画案において、両施設のあり方や抱えている課題を整理し、今後のあり方の方向性を取りまとめましたので、市民の皆様の御意見を募集します。

1 意見募集の期間

平成31年2月6日（水）から平成31年3月7日（木）まで

※郵送の場合は、当日の消印まで有効です。

※持参の場合は、平成31年3月7日（木）の午後5時15分までとします。

2 意見の提出方法

（電話や来庁による口頭での御意見は、受け付けておりませんので御了承ください）

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法により御提出ください。

（1）電子メール

川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームを御利用ください。

（2）ファックス

044-200-3926

（3）郵送又は持参

郵送：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

持参：〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番 ソリッドスクエア西館10階

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

3 資料の閲覧場所

ホームページ、各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎）、健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課（ソリッドスクエア西館10階）

4 その他留意事項

お寄せいただいた御意見に対して個別の回答は行いませんが、個人情報を除き、類似の内容を整理・要約し後日ホームページ等で公表する予定です。

【問い合わせ先】

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

電話番号：044-200-2680